

公益財団法人 島岡教育基金定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人島岡教育基金と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府中央区谷町五丁目 3 番 17 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、大阪府、奈良県における学校教育等に助成を行う。特に工業教育の向上と家庭教育の振興を図るため有効適切なる経済援助を行なって、我が国の学校教育等の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 工業教育の推進を図るための工業高等学校に対する経済援助
- (2) 学校教育の振興のための小学校及び中学校に対する経済援助
- (3) 家庭教育に関する講演会の開催等の援助
- (4) その他前条の目的を達成するために必要となる事業

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(財産の種別)

第6条

- 1 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 本財団が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産として寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の維持及び処分)

第8条

- 1 基本財産については、適切な維持及び管理に努めなければならない。
- 2 基本財産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。
- 3 基本財産を運用財産に繰り入れてはならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、現在する理事の3分の2以上の決議を得ることにより、基本財産の一部に限って、譲渡し、交換し、又は担保に供することができる。

(事業遂行費用)

第9条 この法人の事業遂行に必要な費用は、寄付金、資産から生ずる収入

及び運用資産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条

- 1 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得ること及び支出をすることができる。
- 4 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 5 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 第1項各号及び前項各号の書類については、毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を1年間公告するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条

- 1 この法人に5名以上10名以内の評議員を置く。
- 2 評議員は、評議員会を組織して法令及びこの定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(評議員の選任及び解任)

第14条

- 1 評議員の選任および解任は評議員会の議決により行う。
- 2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の現在数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者の3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の現在数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事

- ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第 15 条

- 1 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 16 条

- 1 評議員には、その職務の対価として各年度の総額が 50 万円を超え

ない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成等)

第17条

- 1 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条

- 1 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内開催する。
- 2 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第20条

- 1 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが

できる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、現在する評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条

- 1 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く現在評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第24条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条第2項にいう電磁的記録を指す。以下、同じ。）により同意の意思表示をしたときは、その提案を

可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び当該評議員会において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第27条

- 1 この法人には次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第197条によって準用される同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条

- 1 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事等について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の現在数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該理事及びその配偶者の3親等内の親族
 - ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金
銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と
生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する理
事の合計数が理事の現在数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者
又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）
又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体
の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条
第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立され
た法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受
けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、
かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

4 監事を選任する場合についても、前項と同様とする。

5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その
他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えて含
まれることにはなならない。

6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があ
る者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）
並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相
互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事等の職務及び権限)

第29条

- 1 理事長はこの法人を代表し、この法人の業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその業務執行に係る職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議

によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えな
いとき。

(報酬等)

第33条

- 1 理事及び監事には、その職務の対価として評議員会において別に定め
る総額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び
評議員の報酬に関する規程による。

第5章 理 事 会

(構成)

第34条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第36条

- 1 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるとき又は
理事長が欠けたときは、他の理事が理事会を招集する。
- 2 理事会は定時理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 3 定時理事会は、毎年2回、開催する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、理事長に対し、理事会の目的である事項
を示して、理事会の招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2
週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられな

- い場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第30条第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対して、その通知をしなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 7 理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第37条 理事会は、現在する理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く現在理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べた場合を除いて、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名押印の上、これを保存する。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、第3条、第4条及び第14条を含めて、評議員会において、議決に加わることができる現在評議員の4分の3以上の決議により、変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定等の取消等に伴う贈与)

第43条 この法人が、公益認定取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の議決を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という）第5条第17号に掲げる者であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益認定法第5条第17号に掲げる者であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する者に贈与するものとする。

第7章 公 告

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 10 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、島岡司とする。

4 この法人の最初の副理事長は、島岡富夫とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

榎本高明	小川禎一	島岡成子	島岡秀和	新谷信征
林虎之祐	藤田恭富	藤本浩子	村上元一	山本憲治

6 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

青木伊織	浅野素雄	伊藤昭和	金子照基	川上哲郎
川上敏朗	島岡 司	島岡富夫	山田郁生	木本 誠

7 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

小河原三郎	林 恭造
-------	------